防犯に配慮した道路等の整備及び管理に関する指針

第1 通則

1 目的

道路等における犯罪被害の未然防止

この指針は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、「防犯に配慮した 道路等の整備及び管理に関する指針」を定めるもので、防犯に配慮した道路等(道路、 公園、駐車場及び自転車等駐車場、以下同じ。)の構造及び設備に関する整備と維持管 理について、参考となる事項を示し、道路等における犯罪被害の未然に防止することを 目的とする。

2 適用範囲等

- (1)この指針は、特に、防犯対策を講ずる必要性の高い道路等の設置者、管理者等に対し、道路等の防犯性の向上に関し参考となる配慮事項や手法等を示すものである。
- (2)この指針に示す項目の適用については、道路法(昭和27年法律第180号)等の 関係法令やその他の制約等を踏まえて、検討する必要がある。また、住宅敷地内に設 置される駐車場及び自転車等駐車場については、防犯に配慮した住宅の整備及び管理 に関する指針を適用する。
- (3)この指針は、社会状況の変化、技術の進展、市民の要望等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本方針

- 1 道路等の防犯性向上のあり方
 - (1) 道路等において、犯罪被害の未然に防止するために、人の目の確保等とともに、市民の防犯意識を高めながら、適切な整備や維持管理を行うことが必要である。
 - (2) 道路等の維持管理に当たっては、当該施設の設置者、管理者に限らず、周辺住民等 (地域住民、事業者及び照明設置者等、以下同じ。)による維持管理活動との連携を 図ることが必要である。
- 2 防犯に配慮した道路等の整備及び管理の基本原則

道路等の周辺地域の状況に応じて、次の三つの基本原則から道路等の防犯性向上のあり方を検討し、適切な整備や維持管理を行うものとする。

(1)周囲からの自然な見通し、照明を確保する(監視性の確保)。

- (2)利用者及び周辺住民等の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る(領域性の強化)。
- (3)犯罪を行おうとする者(以下「犯罪企図者」という。)の動きを限定し、接近を妨げる(接近の制御)。

3 整備及び管理の進め方

道路等の設置者、管理者等は、犯罪発生状況、地域住民の意向、時間帯による利用状況等を踏まえ、防災や交通安全、景観形成等の総合的観点から、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等に対し、順次、適切な整備や維持管理を行うことにより、道路等の防犯性の向上を図るものとする。

第3 道路に関する指針

- 1 見通しの確保
- (1) 見通しに配慮した植栽、柵の整備、維持管理

道路内の植栽、柵については、車道、歩道、沿道施設(建物、駐車場、公園、その他の空地等、以下同じ。)からの見通しに配慮して、視線を遮らない配置や樹種の選定を行い、維持管理を行うものとする。

(2) 角地の隅切り

道路及び歩道状空地等の整備時(隅切り含む)において、沿道の建物(工作物含む)は積極的に壁面等を後退し、車道、歩道、沿道施設からの見通しを確保し、道路及び 歩道状空地へのあふれ出し等が生じないように管理を行うものとする。

(3) 歩車分離

ひったくりの被害が多い道路については、接近の制御を図るために、道路の構造、 沿道状況、交通安全の観点から必要な範囲において、ガードレール、ガードパイプ、 見通しのよい植栽帯等を設置し、歩道と車道とが分離されていることが望ましい。

2 照明の確保

(1) 路上における照明の確保 (暗がりの解消)

道路照明灯、街路灯、防犯灯等を設置する場合には、沿道の状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保する。

(注1)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)がおおむね3ルクス以上)をいう。

(2) 沿道施設による照明の確保

夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保するために、道路照明灯、街路灯、防犯灯の設置に併せて、沿道施設における道路側の屋外照明灯の設置を促進し、夜間の見通しを確保する。

(3) 光害の注意、照度の適時点検

道路照明灯、街路灯、防犯灯、沿道施設の屋外照明の設置にあたっては、農地や周辺住宅への光害にも配慮し、適切に配置すること。また、道路の利用状況、沿道敷地の利用及び建替え状況等を踏まえ、適時、照度の点検を行う。

(4) 地下道や高架下等の防犯設備の設置

見通しが悪く延長距離の長い地下道、高架下、歩道橋、その他、人家の少ない箇所、 人通りの少ない箇所で特別の配慮が必要な道路については、周囲から見通しの良い構造とし、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保するとともに、必要に応じて、防犯ベル等の防犯設備が設けられていることが望ましい。

第4 公園に関する指針

1 見通しの確保

(1)見通しに配慮した植栽の配置と点検及び維持管理

植栽の配置にあたっては、周辺道路から園路への見通しが確保された配置とし、適時点検を行い、枝葉のせん定等を行う。

(2) 見通しに配慮した柵及び出入口の配置

柵の配置にあたっては、周辺道路から園路への見通しが確保された構造・配置とし、 公園内から2方向への避難が可能な出入口を設置することが望ましい。

(3) 死角の原因となる遊具等の点検

遊具については、極力死角を作らないものを選定し、周辺から見通すことができる 配置とする。

2 照明の確保

(1)公園内及び公園周囲の照明の確保

道路や隣接する施設といった公園周辺の状況を考慮し、必要に応じて、園路や沿道に公園灯等を設置し、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保する。

(2) 照明を妨げない植栽の点検及び維持管理

植栽が公園灯の光を遮らないように適時点検を行い、枝葉のせん定等を行う。

- 3 住民等による維持管理の促進
- (1) ワークショップによる計画検討と維持管理

新設及び既設の公園整備や環境美化に係る維持管理にあたっては、ワークショップによる点検や計画づくり等を含めて、できる限り住民参加を促進し、防災機能と防犯機能を兼ね備えた安全・安心の拠点として、日常から住民が関心を持つ公園づくりを目指す。

公園の周辺には、「かけこみ110番」やその他の緊急避難場所を設置する等、公園利用者の防犯対策に配慮する。

4 公衆便所

(1)配置、照明、緊急通報装置の設置

公園内に便所を設置する場合は、次の事項に配慮すること。

- ア 園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置し、出入口については、2方向に設置する等緊急時の避難に配慮する。
- イ 非常ベル等(注2)を必要に応じて、各個室等に設置する。
- ウ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)を確保する。
- (注2) 非常ベル等は、防犯以外の目的も含むことから「防犯ベル等」と区別する。例えば、公園の便 所内で急に体調が悪くなった場合等における使用も想定している。
- (注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。

第5 駐車場等に関する指針

1 見通しの確保

(1)屋外

屋外の駐車場及び自転車等駐車場においては、外周を柵等により、周囲と区別するとともに、柵等の設置に当たっては、防犯上、周囲の道路からの見通しの確保について考慮する。

(2)地下又は屋内

地下又は屋内の駐車場及び自転車等駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを把握する。内部において、見通しが 悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。

2 照明の確保

(1)屋外

屋外の駐車場及び自転車等駐車場については、周辺の状況を考慮し、必要に応じて、

夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保する。

(2)地下又は屋内

地下又は屋内の駐車場及び自転車等駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

3 防犯カメラ等

(1)地下又は屋内

地下又は屋内の駐車場及び自転車等駐車場の管理に当たっては、管理者が常駐若しくは巡回し、又は、防犯カメラ、緊急通報装置、記録装置を設置する等、その他の防犯対策を講ずる。

4 自転車等の盗難防止措置

(1) チェーン用バーラック等の設置

自転車等駐車場においては、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置する 等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。